

鉄骨造の特殊な継手又は仕口に関する性能評価業務方法書

第一条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 67 条第 2 項の認定に係る性能評価で、鉄鋼系の特殊な継手又は仕口に関して適用する。ここで適用する特殊な継手とは、令第 67 条第 1 項による大臣認定を取得した接合方法によるもの、または、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1464 号（以下「告示」という。）に規定する構造方法以外のもの、部材をその材軸方向で継ぐ方法であり、特殊な仕口とは、令第 67 条第 1 項による大臣認定を取得した接合方法によるもの、または、告示に規定する構造方法以外のもの、異種の部材を角度をもうけて継ぐ方法をいう。

第二条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下の通りとする。(1)以外の様式その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書（CIAS 講評 006-01）
- (2) 接合方法の概要、適用範囲等
 - 1) 継手又は仕口の概要
 - 2) 適用範囲（材料（接合材料・非接合材料）、継手又は仕口の形状、寸法、板厚等、令第 67 条第 1 項で定める接合方法、令第 68 条第 3 項で定める接合方法等）
 - 3) 継手又は仕口の性能（剛性、降伏耐力、最大耐力、変形能力、破壊状態、ずれ、耐久性（力学特性に関することに限る）等）
- (3) 継手又は仕口の設計指針（使用条件（建築物の規模、建設地域、外力設定等）を含む）
- (4) 施工指針
- (5) 評価基準への適合及び試験結果等の概要

- (6) 各種試験報告
 - 1) 構造試験
 - 2) 施工試験
- (7) その他

第三条 評価方法

(1) 評価の実施

- 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い、(2)項に示す評価基準に従い評価を行う。
- 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明及び追加で資料を求めるものとする。
- 3) 評価員は、評価上必要があるときは、構造試験及び施工試験に立ち会うことができるものとする。

(2) 評価基準

評価項目と判定基準は以下のとおりとする。

- 1) 適用範囲の適正さについて評価を行う。

【判定基準】

接合方法に用いられる、材料規格（接合材料・非接合材料）、形状、寸法、板厚等令第67条第1項、令第68条第3項で定める接合方法の範囲が明確に規定されていること。

使用する材料が指定建築材料である場合は、その使用する材料が法第37条に照らし適法であること。また、使用する材料が指定建築材料でない場合は令第67条、令第68条に基づき妥当であること。

- 2) 継手又は仕口の構造性能（剛性、降伏耐力、最大耐力、変形能力、破壊状態、ずれ、耐久性等）の適正さについて評価を行う。

【判定基準】

継手又は仕口の構造性能が妥当であり、かつ、適用範囲に対して実施された構造試験の内容が適切であること。

- 3) 継手又は仕口の設計指針及び施工指針等の適正さについて評価を行う。

【判定基準】

構造試験、施工試験の結果及び耐久性に関する資料（力学特性に関することに限る）を踏まえて、継手又は仕口の設計指針及び施工指針等が適切に整備されていること。

第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名
- (3) 件名
- (4) 性能評価の区分
- (5) 性能評価の内容
- (6) 評価員名
- (7) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項